

第59回人権週間

一年で一番大切な一週間かも知れない

12月4日～12月10日

人間はだれでも「幸福な生活を送る権利」を持ち、人権は人間が人間らしく生きるためになくてはならない権利です。

毎年、12月4日から10日までの一週間は「人権週間」です。

この機会に、人権についてもう一度考えてみましょう。もしもこれは人権問題かと感じたり、困りごとや心配ごと、また子供のいじめ問題で悩むことがあります。したら人権擁護委員や法務局へご相談ください。

相談は無料で、秘密は保つ守られます。

特設相談

・人権擁護委員

▼とき 12月4日(火)

午後1時30分～午後4時

▼ところ 横芝公民館

◆問い合わせ
住民課住民班

☎1214

女性の人权相談

▼相談員

女性の人権問題について
人権擁護委員が「女性の人

権ホットライン」で電話相
談に応じます。

相談は「女性に対する暴
力をなくす運動」期間中に
行われます。

◆問い合わせ

☎0570(07)810

いう気持ちで連絡してください。通告者が特定される
ようなことはありません。

◆児童虐待などの通告先

福祉課社会福祉班

☎821114

・法務局

▼とき 12月4日(火)～
7日(金)、10日(月)

▼とき 每月第2・4火曜日

午前9時～午後3時

午後1時30分～午後4時

▼ところ 千葉地方法務局

（第2火曜日）
町民会館（第4火曜日）

匝瑳支局

千葉地方法務局匝瑳支局
（第2火曜日）
町民会館（第4火曜日）

定例相談

▼とき 每月第2・4火曜日

児童虐待は子どもの心身
を傷つけ、人権を侵害する
行為です。虐待を受けてい
る子どもはサインをおくつ
ています。

・不自然な傷や打撲のあと
・着衣や髪の毛がいつも汚
れている

・表情が乏しい
・おどおどしている

・落ち着きがなく乱暴になる
・親を避けようとする
・夜遅くまで一人で遊んで
いる

児童虐待を発見したとき
や、疑わしいと思ったら速
やかに通告してください。

「通告」というと難しく感
じますが、「相談する」と
いう気持ちで連絡してください。通告者が特定される
ようなことはありません。

◆問い合わせ

千葉県人権擁護委員連合
会女性人権擁護委員
千葉地方法務局人権擁護
課職員

○改正の主な内容

I 保護命令制度の拡充

1 生命又は身体に対する
脅迫を受けた被害者に
係る保護命令

2 電話等を禁止する保護
命令

3 被害者の親族等への接
近禁止命令

II 市町村基本計画の策定の 努力義務等

20年1月11日から変わります。
保護命令制度の拡充、市
町村に対する基本計画策定
の努力義務等を定めた、配
偶者暴力防止法の一部改正
法が、平成19年の通常国会
で成立し、7月11日に公布
されました。

11月は「児童虐待
待防推進月間」
「きこえるよ耳をすませば
心のさげひく

東上総児童相談所
☎0475(27)1733

一配偶者暴力 防止法が改正

配偶者暴力防止法が平成
20年1月11日から変わります。
保護命令制度の拡充、市
町村に対する基本計画策定
の努力義務等を定めた、配
偶者暴力防止法の一部改正
法が、平成19年の通常国会
で成立し、7月11日に公布
されました。

内閣府 配偶者からの暴
力被害者支援情報サイト
<http://www.gender.go.jp>
[/e-vaw/index.htm](http://e-vaw/index.htm)